

平成 28 年度
低炭素型廃棄物処理支援事業補助金
(④ 廃棄物収集運搬車の低燃費化事業)

《 交付申請の手引き 》

【目次】

	頁
1. 補助金交付申請から補助金交付（支払い）までの手続きについて （流れ図）	4
2. 交付申請書兼完了実績報告書の提出について	5
交付申請書兼完了実績報告書（様式第17）	6
実施計画書（別紙1）	7
経費内訳（別紙2）	7
＜消費税の取り扱いについて＞	9
＜補助対象経費と補助対象外経費について＞	9
3. 補助事業により取得した財産（取得財産）の管理等について	10
（1）取得財産等管理台帳の整備（交付規程第8条第十五号、同規程様式第10）	10
（2）当該補助金で取得した財産であることの明示（ステッカーの貼り付け）（交付規程第8条第十四号）	10
（3）取得財産の処分の制限（交付規程第8条第十五号）	13
4. 財団における指導・現地調査について （交付規程第8条第九号）	13
5. 事業報告書の提出について （交付規程第16条、様式第16）	13
6. 消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できる場合について	13
記入例	15
FQA（よくある質問）	44

はじめに

この度は、公益財団法人 廃棄物・3R研究財団（以下「財団」という。）の実施しています平成 28 年度低炭素型廃棄物処理支援事業補助金（廃棄物収集運搬車の低燃費化事業）の活用をご検討いただきありがとうございます。

本手引きに交付申請の手続きなどについてまとめましたので、ご熟読のうえ、財団へ交付申請書兼完了実績報告書を提出してください。

（注）応募書類のうち「様式」については、財団ホームページよりダウンロードして作成するようお願いいたします。

財団は、提出された交付申請書兼完了実績報告書について厳正な審査を行い、補助金の交付が適当と認められた事業について交付決定通知書兼交付額確定通知書を送付します。

なお、交付決定通知兼交付額確定通知までの審査は迅速に行いますが、提出書類に不備があると修正などをお願いすることになり、この修正などのため思わぬ期間を要してしまう場合がありますので、必ず公募要領・交付規程及び本手引きをご確認のうえ、正確かつ早めに交付申請書兼完了実績報告書をご提出くださいますようお願いいたします。

万が一、交付規程等の各規定及び本手引き記載事項が守られず、又は財団の指示に従わない場合には、交付決定通知書兼交付額確定通知書取消の措置をとることもあります。

また、本手引きには、補助事業完了後に提出すべき報告書等の作成についても取りまとめてありますので、平成 28 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）と併せてご熟読くださいますよう、お願いいたします。

1. 補助金交付申請から補助金交付（支払い）までの手続きについて（流れ図）

交付申請書兼完了実績報告書等の提出から補助金交付（支払い）までは以下のような手続きとなります。

本事業は、3月末日までに財団から補助事業者へ補助金交付（支払い）をする必要があります。

補助事業の流れ

補助事業者

財団

新車新規登録

（補助対象車両）

廃棄物の収集運搬の用に供する先進環境対応型ディーゼルトラックを導入する事業とします。（自家用自動車【事業用自動車以外の自動車をいう。】に限ります。）

【平成28年4月1日～平成29年2月10日までに新車新規登録された車両】

交付申請書兼完了実績報告書

【応募に必要な書類】

- （ア）交付申請書兼完了実績報告書【交付規程様式第17】
- （イ）実施計画書【交付規程様式第17別紙1】
- （ウ）経費内訳【交付規程様式第17別紙2】
- （エ）補助事業者の企業パンフレット等業務概要がわかる資料及び定款
- （オ）経理状況説明書（直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書）
- （カ）補助対象車両の自動車検査証の写し
- （キ）補助対象車両に係る見積書及び請求書の写し
- （ク）補助対象車両に係る支払いを証する書類の写し
- （ケ）補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の価格を証明する書類
- （コ）補助金精算払請求書【交付規程様式第14】
- （サ）暴力団排除に関する誓約書【別紙3】
- （シ）エコドライブ等燃費改善に関する取り組み【別紙4】
- （ス）補助対象車両に抵当権を設定する場合の承認申請書【交付規程様式第19及び様式第19の2】

交付決定通知書兼交付額確定通知書

（ステッカー等を必ず補助対象車両に貼って下さい。）

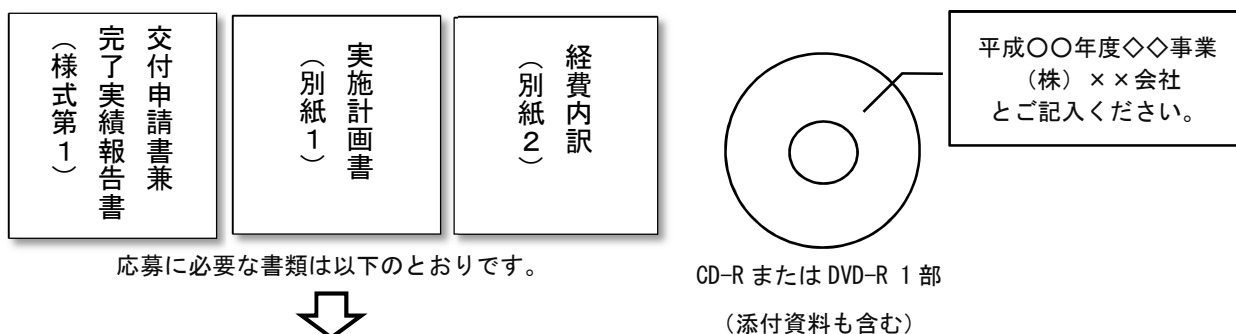
2. 交付申請書兼完了実績報告書等の提出について 《交付申請書兼完了実績報告書及びその添付書類の説明》

申請に必要な書類は下記のとおりです。

書類一式をファイルに綴り、紙で**原本1部、コピー1部**提出してください。なお、応募書類は下記の表の順に綴り、インデックスを付けフラットファイルに綴じてください。(インデックスを付ける紙は別紙として1枚追加してください。)

また、交付申請書兼完了実績報告書及びその添付書類**すべての**電子ファイルを**CD-RまたはDVD-R等に保存し1部**提出ください。

様式第17(交付申請書兼完了実績報告書)、別紙1(実施計画書)、別紙2(経費内訳)の様式は、交付規程で定められています。様式及び別紙の電子データ(Word(.doc)など)は、財団のホームページからダウンロードしてください。



【応募に必要な書類】

応募に必要な書類は以下のとおりです。

詳細は次頁を参照

No.	応募に必要な書類	添付書類
1.	交付申請書兼完了実績報告書【交付規程様式第17】	実施計画書【交付規程様式第17 別紙1】 経費内訳【交付規程様式第17 別紙2】
2.	補助事業者の企業パンフレット等業務概要がわかる資料及び定款	—
3.	経理状況説明書(直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書)	—
4.	補助対象車両の自動車検査証の写し	—
5.	補助対象車両に係る見積書及び請求書の写し	—
6.	補助対象車両に係る支払いを証する書類の写し	—
7.	補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の価格を証明する書類	—
8.	補助金精算払請求書【交付規程様式第14】	—
9.	暴力団排除に関する誓約書【別紙3】	—
10.	エコドライブ等燃費改善に関する取り組み【別紙4】	—
11.	補助対象車両に抵当権を設定する場合の承認申請書【交付規程様式第19及び様式第19の2】 ※抵当権を設定した場合のみ必要	—
12.	ステッカー購入申込書 ※車両に貼り付けるステッカーを財団から購入する場合のみ必要	—

実施計画書【交付規程様式第17 別紙1】に添付する「別紙」の一覧	
別紙の名称	備考
別紙1-1 補助対象車両一覧 ※複数台の車両を申請する場合のみ必要	補助対象車両の詳細を自動車検査証より転記してください。 (架装事業者の欄は、自動車検査証に記載がないため、ご確認いただき、ご記入ください。)
別紙1-2 年度間走行距離一覧表	補助対象車両毎の年度間走行距離をご記入ください。
別紙1-3-1 事業効果【CO2削減量】	本別紙よりCO2削減量を算出してください。
別紙1-3-2 事業効果【費用対効果(CO2を1トン削減するために必要な経費)】	本別紙より費用対効果(CO2を1トン削減するために必要な経費)を算出してください。なお、対応年数は4年としてください。
別紙1-4 実燃費計算シート ※代替車両がある場合のみ必要	代替車両のある場合には代替車両の実績をご記入ください。

経費内訳【交付規程様式第17 別紙2】に添付する「別紙」の一覧	
別紙の名称	備考
別紙2-1 補助対象経費支出予定額の内訳【別紙2 経費内訳の④】 ※複数台の車両を申請する場合のみ必要	「別紙2 経費内訳」の④の欄は、本別紙を用いて算出してください。
別紙2-2 価格計算内訳書(補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の価格)	「別紙2 経費内訳」の④の欄のうち「イ. 補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の価格」は、本別紙を用いて算出してください。

交付申請書兼完了実績報告書(様式第17)(本手引き **16P**の記入例をご参照ください。)

- ・ 申請者は、代表権のある者としてください。
- ・ 押印は、社印ではなく、代表取締役社長等代表権のある者の印を押印してください。
- ・ 共同実施の場合は、補助事業により車両を所有する者が代表して申請してください。
(代表申請者のみに補助金を交付(支払い)します。)
- ・ **補助金交付申請額は、補助対象経費の1/3とし、千円未満は切り捨ててください。**
- ・ 消費税及び地方消費税相当額(以下、「消費税」という。)は原則、補助対象経費から除外してください。**(消費税欄は、0円と記入する。)**

実施計画書（別紙1）（本手引きの末尾に掲載している記入例*をご参照ください。）

※ 1台を申請する場合は **17P**、複数台を申請する場合は **28P**

- ・ 本手引き8Pの「**別表 先進環境対応型ディーゼルトラックの型式一覧**」に記載された車両が、**補助対象車両**です。「社名（メーカー）・型式」の欄をご記入の際にご確認ください。ただし、この一覧表に記載の無い型式も補助対象車両の要件に適合する場合もあり得ますので、車両メーカー若しくはディーラーに確認していただくか、当財団に相談してください。
- ・ 補助対象車両は、「別紙1-1 補助対象車両一覧」を用いて整理してください。
- ・ それぞれの車両の走行距離については「別紙1-2 年度間走行距離一覧表」を用いて整理してください。
- ・ CO2削減量及び費用対効果については「別紙1-3-1 及び1-3-2 事業効果【CO2削減量及び費用対効果（CO2を1トン削減するために必要な経費）】」を用いて算出してください。
- ・ 代替車両のある場合には代替車両の実績を「別紙1-4 実燃費計算シート」を用いて整理してください。
- ・ 上記「別紙」は、財団ホームページのひな形をご利用ください。

経費内訳（別紙2）（本手引きの末尾に掲載している記入例*をご参照ください。）

※ 1台を申請する場合は **17P**、複数台を申請する場合は **28P**

- ・ 「④補助対象経費支出予定額」については「別紙2-1 補助対象経費支出予定額の内訳【別紙2 経費内訳の④】」を用いて算出してください。
- ・ 「イ. 補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の価格」については「別紙2-2 価格計算内訳書（補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の価格）」を用いて算出してください。
- ・ 上記「別紙」は、財団ホームページのひな形をご利用ください。
- ・ 申請する車両台数が1台の場合は、別紙2-1を提出する必要はございません。
- ・ 「①総事業費」及び「④補助対象経費支出予定額」の「ア. 先進環境対応型ディーゼルトラック本体価格（補助対象車両）」と「イ. 補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の価格」の欄には、オプション装飾品の金額を含めますが、**消費税、自動車重量税、その他附帯費用は除外してください**。複数台を申請する場合は、総額をご記入ください。
- ・ 補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の価格は、公募要領22ページのとおり算出してください。

(別表)

先進環境対応型ディーゼルトラックの型式一覧

自動車検査証上の表記において、型式の排出ガス規制適合識別記号が「TKG」、「TPG」、「TRG」、「SPG」、「QKG」、「QPG」、「LPG」であって、下表記載の型式であるもの。

【大型】(12トン超)

メーカー	いすゞ		UDトラック	日野	三菱ふそう	ボルボ
型式	CVR	CYZ	CD	FE※	FK**Z	H2T
	CXE	EXD	CG	FH※	FK※	M2T
	CXG	EXR	CK	FJ※	FP	
	CXM	EXY	CV	FN	FS	
	CXY	EXZ	CW	FQ	FU	
	CXZ	FTR	CX	FR	FV	
	CYE	FTS	GK	FS	FY	
	CYG	FVR	PK	FW		
	CYH	FVZ		GC※		
	CYJ			GD※		
	CYL			GN		
	CYM			SH		
	CYY			SS		

【中型】(7.5トン超12トン以下)

メーカー	いすゞ	UDトラック	日野	三菱ふそう	マツダ
型式	FRR	BKR※	FC※	FE*9※	LKR※
	FRS	BMR※	FD※	FK※	LPR※
	FSR	BPR※	FE※	FE*M	
	FSS	FE※	FH※		
	NKR※	LK	FJ※		
	NPR※	MK	GC※		
			GD※		
			XZC※		
			XZU※		

【小型】(3.5トン超7.5トン以下)

メーカー	いすゞ	UDトラック	日野	三菱ふそう	マツダ	日産	トヨタ
型式	ASZ1F24	BJR	FC※	BSZ1F24	LHR	FB	XZC※
	ASZ2F24	BJS	FD※	BSZ2F24	LHS	FD	XZU※
	ASZ4F24	BKR※	XZC※	FB	LJR	FE	
	ASZ5F24	BLR	XZU※	FD	LJS	FG	
	NHR	BLS		FE	LKR※	SZ1F24	
	NHS	BMR※		FE*9※	LKS	SZ2F24	
	NJR	BNR		FG	LLR		
	NJS	BNS			LLS		
	NKR※	BPR※			LMR		
	NKS	FB			LMS		
	NLR	FD			LNR		
	NLS	FE※			LNS		
	NMR	FG			LPR※		
	NMS				LPS		
	NNR						
	NNS						
	NPR※						
	NPS						

・上記型式一覧に記載があるものであっても、3.5トンを超えないものは対象としない。

・登録型式に「改」が付く改造車両にあつては、「原動機」、「動力伝達装置」、「走行装置」、「燃料装置」の全てが改造されていない車両に限る。

・対象は、ディーゼル車に限る。※印は、自動車検査証上の車両総重量により区分を判断する。

・この一覧は、変更または追加する場合があります。

<消費税の取り扱いについて>

消費税は原則、補助対象経費から除外してください。(消費税欄は、0円と記入する。)

消費税を補助対象経費に含めることができる場合については、本手引きの「6. 消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できる場合について (13P)」をご参照ください。

<補助対象経費と補助対象外経費について>

(1) 補助対象経費

補助対象経費は、廃棄物の収集運搬の用に供する先進環境対応型ディーゼルトラックの導入を行うために必要な経費です。詳細は、公募要領 16 ページの別表第 1 「補助対象経費の区分等」を参照ください。

なお、補助対象経費は補助事業を行うために直接必要な経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限りします。

(2) 補助対象外経費

以下の費用は補助対象外となります。

- ・ 既存車両の廃棄費、予備品、**自動車重量税**、**保険料**、官公庁等への申請・届出に係る経費、本補助金への応募申請等に係る経費等
- ・ なお、標準装備以外のオプション装飾品については、補助対象外とする場合があります。

(注) オプション装飾品は、安全走行、環境保全、廃棄物の収集運搬に必要なものは認めますが、過大なものは、補助対象外となる場合もあります。

3. 補助事業により取得した財産（取得財産）の管理等について

(1) 取得財産等管理台帳の整備（交付規程第8条第十五号、同規程様式第10）

補助事業者は、取得財産等のうち単価が50万円以上の機械設備等については、取得財産等管理台帳を整備し、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。

(2) 当該補助金で取得した財産であることの明示（ステッカーの貼り付け）（交付規程第8条第十四号）

補助事業者の皆さんは、補助金（廃棄物収集運搬車の低燃費化事業）で取得した財産であることを明示する必要があります。

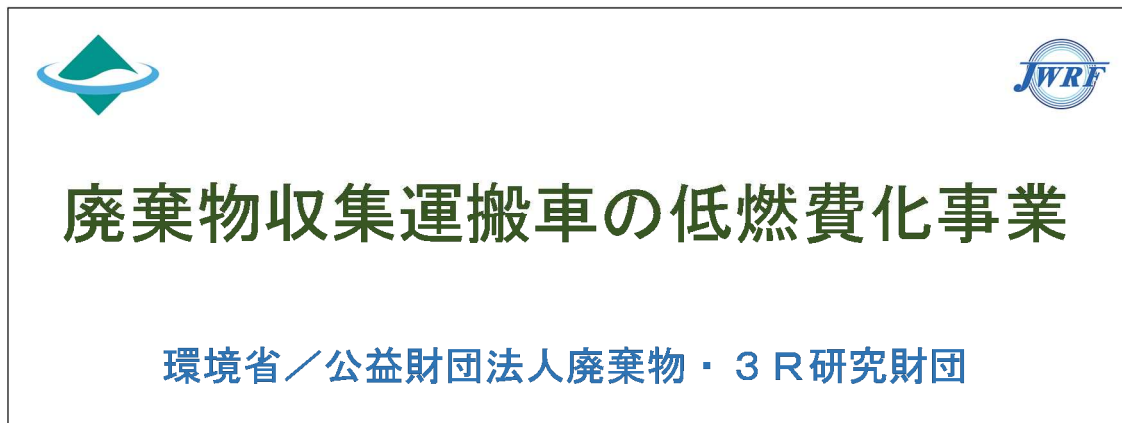
補助金で取得した財産であることを明示する方法としては、以下に示すひな形のステッカー等を補助対象車両に貼り付けていただく必要があります。

1. ステッカー等を補助事業者が自ら作成する場合

以下に示すひな形のとおり、ステッカー等を作成し補助対象車両に貼り付けてください。

※ ステッカーを作成される場合には、事前に財団へご相談ください。（環境省のロゴマーク使用には手続きが必要です。）

《ひな形》



大きさ：タテ80mm以上×ヨコ220mm以上
色：ひな形のとおり（4色）
材質：塩ビ乳白#80

2. ステッカーを財団から購入する場合（1枚200円）

ステッカーの購入方法は以下のとおりです。

1. ステッカー購入申込書は、補助金申込時に「補助金交付申請書兼完了実績報告書」に同封してお送りください。（ステッカー購入申込書は12Pのとおりです。ひな形は財団ホームページからダウンロードしてご利用ください。）
2. ステッカーは、当財団が補助金申込を採択した場合に限り、「補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書」に同封してお送りします。また、併せて「請求書」と「納品書」を同封いたします。
3. ステッカー代金及び支払方法
 - ・ステッカー1枚あたり200円です。
 - ・「定額小為替」又は「銀行振込」のいずれかの方法でお支払いください。

(1) 定額小為替

現金を定額小為替証書に換えて送付する送金方法です。

お近くのゆうちょ銀行又は郵便局の貯金窓口で、ステッカー購入金額分（注1）の定額小為替証書を発行してもらい、当財団宛てご郵送ください。

なお、定額小為替証書1通につき100円の発行手数料がかかります。

(注1)

【例】ステッカー1枚の場合

ステッカー代金（200円）と定額小為替証書の発行手数料（100円）合わせて300円の費用がかかります。

【郵送先】

〒130-0026

東京都墨田区両国 3-25-5 J E I 両国ビル 8階

公益財団法人廃棄物・3R研究財団 総務部宛

TEL 03-5638-7161

(2) 当財団指定銀行口座に振込

【振込先】

三井住友銀行(0009) 東京公務部(096)

普通預金 No.0132209

ザイハイキフツ・スリーアールケンキュウガ イタン

※振込手数料は、貴社にてご負担くださいますようお願いいたします。

注1： ステッカーは、原則、補助事業で導入した車両に直接、誰からでも視認できる場所に貼り付けてください。

注2： ステッカーの素材や大きさについては、ひな形のとおりです。法定耐用年数期間（4年）、保持・視認できる状態を保てる素材・工法を用いてください。

注3： ステッカー作成及び貼付の費用については補助対象とはなりません。

ステッカー購入申込書

(平成28年度廃棄物収集運搬車の低燃費化事業)

平成 年 月 日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

理事長 田中 勝 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名



下記のとおり、ステッカーの購入を申し込みます。

購入代金は、貴財団の指示に従いお支払いいたします。

記

補助事業への申請台数	台
ステッカー購入希望枚数	枚

(3) 取得財産の処分の制限（交付規程第8条第十五号）

取得財産等のうち単価が50万円以上の機械器具、備品及びその他の財産は、その財産を補助事業終了後に補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保供与しようとするときは、あらかじめ財団の承認を受けなければなりません。財団の承認を得ずに、取得した財産等の処分を行った場合には、補助金交付決定の取り消しや補助金の返還を命じることがあります。

取得財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とし、補助対象車両は4年としています。

4. 財団における指導・現地調査について（交付規程第8条第九号）

財団は、補助事業の実施状況を確認するため、その実施中または完了後に必要に応じて補助事業実施の状況について報告を求めるとともに、補助対象設備導入場所（現地）において調査を実施する場合がありますので、その際にご協力くださいますようお願いいたします。

5. 事業報告書の提出について（交付規程第16条、様式第16）

補助事業者は、補助事業が完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について毎年度作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに環境大臣に提出しなければなりません。

また、補助事業者は、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければなりません。

6. 消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できる場合について

以下に掲げる補助事業者にあつては、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定することができるものとします。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③消費税簡易課税制度を選択している（簡易課税事業者である）補助事業者
- ④消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者

以上の補助事業者が消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定して交付申請を行う場合には、予め審査を行うとともに、補助事業終了後には交付規程に基づき消費税の確定申告に基づく報告書を提出する必要があります。

さらに、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額の全部又は一部を返還していただきます。

（①及び②の補助事業者は、消費税の確定申告の義務はありません。）

①消費税法における納税義務者とならない補助事業者

【確認事項】

消費税法第5条の規定により納税義務者とならない者であること

②免税事業者である補助事業者

課税期間（事業年度）の基準期間（その事業年度の前々事業年度）における課税売上高が1,000万円以下※であり、課税事業者を選択していないこと。

ただし、基準期間が1年でない法人の場合、原則として1年相当に換算した金額により判定する。また、新設された法人については、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の額が1,000万円以上でないこと。

【確認事項】

- 1) 課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であること
- 2) 課税事業者を選択していないこと
- 3) 国の会計年度と事業年度等の相違により、補助事業年度途中において課税事業者になった場合、交付規程に基づき消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと

③消費税簡易課税制度を選択している（簡易課税事業者である）補助事業者

その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下であり、簡易課税制度を選択していること。

【確認事項】

- 1) 課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下であること
- 2) 消費税簡易課税制度選択届出書が提出されていること
- 3) 消費税簡易課税制度選択不適用届出書が提出されていないこと
- 4) 国の会計年度と事業年度等の相違により、補助事業年度途中において課税事業者になった場合、交付規程に基づき消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと

④消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者

消費税法別表3に掲げる法人（特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人等を含む）に該当すること。

【確認事項】

- 1) 補助事業終了後、特定収入割合を証明する計算書類の提出を求めること
- 2) 特定収入割合が5%以下になった場合、交付規程に基づく消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと

記入例

- 様式第 1 「交付申請書兼完了実績報告書」
- 様式第 1 「交付申請書兼完了実績報告書」の別紙 1 「実施計画書」
及び別紙 2 「経費内訳」(1 台を申請する場合)
- 様式第 1 「交付申請書兼完了実績報告書」の別紙 1 「実施計画書」
及び別紙 2 「経費内訳」(複数台を申請する場合)
- 様式第 1 4 「精算払請求書」

様式第17（第5条関係）

和暦で記入してください。

平成 年 月 日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理事長 田中 勝 殿

印は、社印ではなく、代表権のある方の印、すなわち、法務局に届けられている印鑑を押印してください。

代表者名の欄は、代表取締役社長など代表権のある方のお名前をご記載ください。

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

代表者の印

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(低炭素型廃棄物処理支援事業) 交付申請書兼完了実績報告書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）交付規程第5条の規定に基づき下記のとおり申請及び報告します。

記

1 補助事業の名称 廃棄物収集運搬車の低燃費化事業

2 補助事業の目的及び内容
別紙1 実施計画書のとおり

別紙2の⑧補助金所要額の金額を記入してください（千円未満切り捨て）。

3 補助金交付申請額
(うち消費税及び地方消費税相当額)

円
円)

4 補助事業に要する経費
別紙2 経費内訳のとおり

消費税は、原則、0円と記入。

5 その他参考資料

様式第 1 「交付申請書兼完了実績報告書」の
別紙 1 「実施計画書」及び別紙 2 「経費内訳」
(1 台を申請する場合)

1台の車両を補助申請する場合の記載例

【様式17】別紙1 ※実在の会社等ではありません。

廃棄物収集運搬車の低燃費化事業実施計画書

事業の名称	廃棄物収集運搬車の低燃費化事業	
事業実施の代表者	会社名等 所属 所在地 役職 氏名 TEL FAX E-mail	廃棄物研究株式会社 〒130-0026 東京都墨田区両国×-××-× 代表取締役社長 ○○ ○○ 03-××××-×××× 03-××××-×××× sannkourei@jwrf.or.jp
事業実施の担当者	会社名等 所属 所在地 役職 氏名 TEL FAX E-mail	廃棄物研究(株) 新潟支店 新潟県新潟市中央区×-×-× 新潟支店長 ○○ ○○ 025-××××-×××× 025-××××-×××× sannshourei@jwrf.or.jp
事業実施の担当者	会社名等 所属 所在地 役職 氏名 TEL FAX E-mail	本実施計画書の 実質の作成者である こと。
経理責任者	会社名等 所属 所在地 役職 氏名 TEL FAX E-mail	廃棄物研究(株) 新潟支店 新潟県新潟市中央区×-×-× 新潟支店経理部長 ○○ ○○ 025-××××-×××× 025-××××-×××× sanshourei@jwrf.or.jp
共同事業者の代表者	会社名等 所属 所在地 役職 氏名 TEL FAX E-mail	
共同事業者の担当者	会社名等 所属 所在地 役職 氏名 TEL FAX E-mail	

事業の目的・概要	先進環境対応車両を選定した理由等を記入する。 (記入例) <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物収集運搬車の買い替えに当たり、先進環境対応の車両を選定することにした。 ・環境に配慮する企業であることをアピールするため、先進環境対応の車両を選定することにした。 ・二酸化炭素排出量の削減のため、先進環境対応の車両を選定することにした。 			
補助対象車両（廃棄物の収集運搬用に供する先進環境対応型ディーゼルトラック） ※架装業者名以外は、自動車検査証に記載されている事項を転記する。	登録年月日	平成28年〇月〇日		
	登録番号	新潟み××××		
	車台番号	FC×××-1 2 3 4 5		
	車名（メーカー）・型式	〇〇・TKG-GC7×××		
	架装業者	〇〇株式会社		
	車体の形状	塵芥車		
	用途	特種		
	所有者の氏名又は名称	廃棄物研究株式会社		
	所有者の住所	新潟市中央区×-×-×		
	使用の本拠の位置	新潟市中央区×-×-×		
	区分 ^{注1}	(大型)	(中型)	(小型)
	台数	台	1 台	台
抵当権の有無	補助対象車両に抵当権を設定した場合は「有」と記載し別途様式第19を提出する。抵当権を設定しない場合は、「無」と記載する。			
補助対象車両の使用計画	補助対象車両の用途	具体的に記載する。 (記入例) 新潟市内の一般家庭及び飲食業者の一般廃棄物の収集運搬に供するため。		
	年度間走行距離 (km)	(別紙1-2のとおり) 19,400 (km)		
事業の効果 【CO2削減量及び費用対効果（CO2を1トン削減するために必要な経費）】 ^{注2、3}	【CO2削減量】 (0.706 t-CO2/年) ☆別紙1-3-1の計算書による。 【費用対効果】 (665,577円/t-CO2) ☆別紙1-3-2の計算書による。 【実績燃費】 燃費 (km/L) の根拠は別紙1-4に記入。 * 燃料 (軽油) のCO2排出係数は2.619 (kg-CO2/l) とする。 ※公募要領P20の注2、3に従って算出する。			
事業実施に関連する事項	*他の補助金との関係を記入する。 (記入例) 他の補助金は、受けていない。		代替車両のある場合には、代替車両の実績 (年間走行距離÷年間使用燃料量) を記載する。	

【記載例】中型車両1台増車の場合

別紙1-2

年度間走行距離一覧表

No.1

主な用途	出発地(A)	経由地	到着地(B)	(A)から(B)までの距離	移動回数	1日の走行距離	年度間移動日数	年度間走行距離
大型1号車	代表的なコース					km		km
	その他の走行距離	-	-	-	-	-	-	km
計	-	-	-	-	-	-	-	-
大型2号車	代表的なコース					km		km
	その他の走行距離	-	-	-	-	-	-	km
計	-	-	-	-	-	-	-	-
大型3号車	代表的なコース					km		km
	その他の走行距離	-	-	-	-	-	-	km
計	-	-	-	-	-	-	-	-

主な用途	出発地(A)	経由地	到着地(B)	(A)から(B)までの距離	移動回数	1日の走行距離	年度間移動日数	年度間走行距離
中型1号車	新潟市中央区	市内循環	新潟市中央区	32km	2	64km	260日	16640km
	その他の走行距離	-	-	-	-	-	-	2,760km
計	-	-	-	-	-	-	-	19,400km
中型2号車	代表的なコース							km
	その他の走行距離	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-	-	-
中型3号車	代表的なコース							
	その他の走行距離	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-	-	-

主な用途	出発地(A)	経由地	到着地(B)	(A)から(B)までの距離	移動回数	1日の走行距離	年度間移動日数	年度間走行距離
小型1号車	代表的なコース					km		km
	その他の走行距離	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-	-	-
小型2号車	代表的なコース							
	その他の走行距離	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-	-	-
小型3号車	代表的なコース					km		km
	その他の走行距離	-	-	-	-	-	-	km
計	-	-	-	-	-	-	-	-

合計	19,400km
----	----------

※「代表的なコース」と「年度間走行距離」の計を入力すると自動的に「その他の走行距離」が算出されます。

* 建設廃材や震災等による廃棄物の処理に供する収集運搬車など代表的なコースに適さない場合の走行距離は、実績値などを「計」欄に入力、「代表的なコース」の「年度間走行距離」欄は「0」を入力してください。

【記載例】 中型車両 1 台増車の場合

別紙1-3-1

事業の効果 【CO2削減量 (t-CO2/年)】

※着色部分に入力

③当該車両と同等の運搬能力を有する車両の燃費 (km/l) × 1,000 — ①走行距離 (km/年) × ②排出係数 (kg-CO2/l) — ④先進環境対応型の燃費 (km/l) × 1,000

	①走行距離 (km)	②排出係数 (a) (kg-CO2/l)	③当該車両と同等の運搬能力を有する車両の燃費 (b) (km/l)	④先進環境対応型の燃費 (km/l)	CO2削減量 (t-CO2/年)
中型 1号車	19,400	2.619	6.52	7.17	0.706

- ・ (a)燃料 (軽油) のCO2排出係数は2.619 (kg-CO2/l) とする。
- ・ ③及び④については車両メーカー重量車モード燃費とする。
- ・ ①走行距離は代替車の実績年度間走行距離を入力してください。増車等の場合は想定走行距離を入力してください。

【記載例】 中型車両 1 台増車の場合

別紙1-3-2

事業の効果 【費用対効果 (CO2を1トン削減するために必要な経費) (t-CO2/年)】 (着色部分に入力)

CO2削減コスト (円/t-CO2) = 補助対象経費支出予定額 (円) ÷ (年間CO2排出量削減量 (t-CO2/年) × 耐用年数 (年))

	補助対象経費支出 予定額 (円)	年間CO2排出量削減量 (t-CO2/年)	耐用年数(年)※	CO2削減コスト (円/t - CO2)
中型 1号車	1,879,592	0.706	4	665,577

※ 耐用年数は4年とする。

【記載例】 中型車両 1 台増車の場合

別紙1-4

実績燃費計算シート（参考）

※着色部に入力

		実績走行距離 (km)	実績燃料使用量 (ℓ)	燃費 (km/ℓ)
中型	1号車	19,400	5,120	3.78

様式第17【別紙2】 【記載例】 中型車両1台増車の場合

廃棄物収集運搬車の低燃費化事業経費内訳

※記載金額は、実際の数値とは異なります。

①総事業費	②寄付金その他の収入	③差引額 (①-②)
先進環境対応型ディーゼルトラックの 購入価格（オプション装備品※2を含 む）を記載する。 16,250,000円	先進環境対応型ディーゼルトラックの 購入に当たり寄付等を受けた場合は、 その額を記載する。 0円	16,250,000円
④補助対象経費支出予定額 （補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の価格との差額（下記アからイを 差し引いた金額） （注：複数台の場合は別紙に積算内訳を記載し、添付すること）		1,879,592円
ア．先進環境対応型ディーゼルトラック本体価格（補助対象車両） 先進環境対応型ディーゼルトラックの購入価格（標準装備※2を含む）を記載す る。		16,250,000円
イ．補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の価格（※） （※） <u>公募要領P22の※に基づき別紙2-2の価格計算内訳書を用いて算出す る。</u>		14,370,408円
⑤基準額		1,400,000円
中型（注2）1,400,000円 × 1台＝ 1,400,000円		
⑥選定額・（④と⑤の少ない方の金額）		1,400,000円
⑦補助基本額（③と⑥の少ない方の金額を記載）		1,400,000円
⑧補助金所要額（⑦×1/3）（千円未満切り捨て）		466,000円

補助対象経費支出予定額内訳					
経費区分・費目		金額 (円)		積算内訳 (円)	
④の欄の積算内訳を記載する。					
ア 先進環境対応型ディーゼルトラック		16,250,000円		1. 中型 (金額は1円単位で記載する) (10トン) 16,250,000円 ※車両購入時の見積書・請求書・支払いを証する書類 (領収書等) による金額を記載する。	
イ 補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の価格		14,370,408円		1. 中型 (金額は1円単位で記載する) (10トン) 14,370,408円 ※代替車両がない例:平成21年に車両を購入したものと仮定し、ディーラーなどからの「価格証明書」を入手し、消費者物価指数を乗じて算出した額を記載する。 (積算根拠は別紙2-2のとおり)	
合計 (ア-イ)		1,879,592円			
購入予定の主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの) (内訳は別紙でも可)					
名称	仕様	数量	単価 (円)	金額 (円)	購入時期
(メーカー・通称を記載する。) OOレンジー	(型式・車体総重量を記載する。) TKG-GC7××× (10t)	1	16,250,000円	16,250,000円	平成28年12月 ※自動車検査証に記載されている登録年月を記載する

注1: 「大型」とは、ベース車両の車両総重量が12トン超のものをいう。

注2: 「中型」とは、ベース車両の車両総重量が7.5トン超12トン以下のものをいう。

注3: 「小型」とは、ベース車両の車両総重量が3.5トン超7.5トン以下のものをいう。

注4: 本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

注5: 消費税は原則除く。

※ 「補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の価格」は、以下により算出してください。

1. 代替とした補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両がある場合

- ① 代替とした補助対象車両と同等の運搬能力の車両の購入当時の領収書等の額 (ただし、領収書若しくはその他の資料 (例えば代替車両の自動車検査証等) により、代替車両が補助対象車両と同等の運搬能力であることを証明していただく必要があります。) に消費者物価指数 (下記抜粋

の表を参照) を乗じて現時点の補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の価格を算出してください。

《 1. の①の場合の計算式》

補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の価格 = 代替とした補助対象車両と同等の運搬能力の車両の購入当時の領収書等の額 × 平成27年の消費者物価指数/代替車両の購入年の消費者物価指数

② ①の領収書等がない場合は、代替とした補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の購入時の「価格証明書」を補助対象車両を購入したディーラー等から取得し、価格証明書の額に消費者物価指数(下記抜粋の表を参照) を乗じて、現時点の補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の価格を算出してください。

《 1. の②の場合の計算式》

補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の価格 = 代替とした補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の購入時の「価格証明書」の額 × 平成27年の消費者物価指数/代替車両の購入年の消費者物価指数

2. 代替とした補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両がない場合(増車の場合若しくは代替車両と車両総重量が異なる場合)

補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両を平成21年に購入した場合の「価格証明書」(FAQ問3-3を参照) を補助対象車両を購入したディーラー等から取得し、価格証明書の額に消費者物価指数(下記抜粋の表を参照:100/98) を乗じて、現時点の補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の価格を算出してください。

《 2. の場合の計算式》

補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の価格 = 補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の平成21年に購入した場合の「価格証明書」の額 × 100/98(消費者物価指数)

【総務省統計局 消費者物価指数(自動車) 抜粋】

年	消費者物価指数	年	消費者物価指数
2002(平成14年)	98.8	2009(平成21年)	98
2003(平成15年)	98.6	2010(平成22年)	97.4
2004(平成16年)	98.2	2011(平成23年)	97.3
2005(平成17年)	98.7	2012(平成24年)	97.5
2006(平成18年)	98.6	2013(平成25年)	97.1
2007(平成19年)	98.8	2014(平成26年)	98.8
2008(平成20年)	98.8	2015(平成27年)	100

※2 オプション装備品について

下記のオプション品については、原則、補助対象経費(標準装備品)に含めることを認めることとする。ただし、審査により、過大なオプション装備品と判断した場合には、補助対象外とする場合があります。

1. 安全走行等に必要な装備品
2. 環境保全(燃費改善に資する等)に必要な装備品
3. 廃棄物収集運搬に必要な装備品

【記載例】中型車両1台増車の場合

別紙2-2

平成28年度低炭素型廃棄物処理支援事業補助金(廃棄物収集運搬車の低燃費化事業)

価格計算内訳書(補助対象車両と同等な運搬能力を有する車両の価格)

(応募申請者名:

【別紙2経費内訳の④のイ欄】

No.1

補助対象車両の 運搬能力	代替車両が補助対象車両と 同等の運搬能力の場合(A)		代替車両がない場合(B) (代替車両が補助対象車両と異なる 運搬能力の場合を含む)	購入年の消費者 物価指数(C)	補助対象車両と 同等の運搬能力を 有する車両の価格
	代替車両の 購入時の価格(a)	代替車両の購入年			
大型	1号車				
	2号車				
	3号車				
	4号車				
	5号車				
中型	1号車				
	2号車				
	3号車	4.5t		98	14,370,408
	4号車				
	5号車				
小型	1号車				
	2号車				
	3号車				
	4号車				
	5号車				

(a)の根拠資料として、購入時の価格の証明書類として、代替車両の購入時の領収書等を添付すること。この場合、代替車両の運搬能力に運搬能力の記載があれば領収書、記載がない場合は自動車検査証等を併せて添付すること。

代替車両の運搬能力を証明する書類がない場合には、代替とした補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の購入時の「価格証明書」をディーラー等から取得し、添付すること。

(b)代替車両がない場合は、補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両を平成21年に購入した車両とし、その「価格証明書」を補助対象車両を購入したディーラー等から取得し、添付すること。

様式第 1 「交付申請書兼完了実績報告書」の
別紙 1 「実施計画書」及び別紙 2 「経費内訳」
(複数台を申請する場合)

複数台の車両を補助申請する場合の記載例

【様式17】別紙1 ※実在の会社等ではありません。

廃棄物収集運搬車の低燃費化事業実施計画書

事業の名称	廃棄物収集運搬車の低燃費化事業	
事業実施の代表者	会社名等 所属 所在地 役職 氏名 TEL FAX E-mail	廃棄物研究株式会社 〒130-0026 東京都墨田区両国×-××-× 代表取締役社長 ○○ ○○ 03-××××-×××× 03-××××-×××× sannkourei@jwrf.or.jp
事業実施の担当者	会社名等 所属 所在地 役職 氏名 TEL FAX E-mail	廃棄物研究(株) 新潟支店 新潟県新潟市中央区×-×-× 新潟支店長 ○○ ○○ 025-××××-×××× 025-××××-×××× sannshourei@jwrf.or.jp
本実施計画の実質の作成者であること。		
経理責任者	会社名等 所属 所在地 役職 氏名 TEL FAX E-mail	廃棄物研究(株) 新潟支店 新潟県新潟市中央区×-×-× 新潟支店経理部長 ○○ ○○ 025-××××-×××× 025-××××-×××× sanshourei@jwrf.or.jp
共同事業者の代表者	会社名等 所属 所在地 役職 氏名 TEL FAX E-mail	
共同事業者の担当者	会社名等 所属 所在地 役職 氏名 TEL FAX E-mail	

事業の目的・概要	先進環境対応車両を選定した理由等を記入する。 (記入例) ・廃棄物収集運搬車の買い替えに当たり、先進環境対応の車両を選定することにした。 ・環境に配慮する企業であることをアピールするため、先進環境対応の車両を選定することにした。 ・二酸化炭素排出量の削減のため、先進環境対応の車両を選定することにした。		
補助対象車両（廃棄物の収集運搬の用に供する先進環境対応型ディーゼルトラック） ※架装業者名以外は、自動車検査証に記載されている事項を転記する。	登録年月日	(複数台の場合は別紙1-1に記載する。)	
	登録番号	(複数台の場合は別紙1-1に記載する。)	
	車台番号	(複数台の場合は別紙1-1に記載する。)	
	車名（メーカー）・型式	(複数台の場合は別紙1-1に記載する。)	
	架装業者	(複数台の場合は別紙1-1に記載する。)	
	車体の形状	(複数台の場合は別紙1-1に記載する。)	
	用途	(複数台の場合は別紙1-1に記載する。)	
	所有者の氏名又は名称	(複数台の場合は別紙1-1に記載する。)	
	所有者の住所	(複数台の場合は別紙1-1に記載する。)	
	使用の本拠の位置	(複数台の場合は別紙1-1に記載する。)	
	区分 ^{注1}	(大型)	(中型)
台数	台	3 台	2 台
抵当権の有無	(複数台の場合は別紙1-1に記載する。)		
補助対象車両の使用計画	補助対象車両の用途	具体的に記載する。 (記載例) 別紙1-2の主な用途のとおり。	
	年度間走行距離 (km)	(別紙1-2のとおり) 88,700 (km)	
事業の効果 【CO2削減量及び費用対効果（CO2を1トン削減するために必要な経費）】 ^{注2、3}	【CO2削減量】 (8.834 t-CO2/年) ☆別紙1-3-1の計算書の総計を記入する。 【費用対効果】 (183,951円/t-CO2) ☆別紙1-3-2の計算書のCO2削減コストを記入する。 【実績燃費】 燃費 (km/L) の根拠は別紙に記入。 * 燃料 (軽油) のCO2排出係数は2.619 (kg-CO2/l) とする。 ※公募要領P20の注2、3に従って算出する。		
事業実施に関連する事項	*他の補助金との関係を記入する。 (記入例) 他の補助金は、受けていない。 代替車両のある場合には、代替車両の実績 (年間走行距離÷年間使用燃料量) を記載する。 別紙1-4 実績燃費計算シートに記入のこと。		

【記載例】中型（増車2台・買替1台）小型（増車・買替各1台）の場合

別紙1-1

平成28年度低炭素型廃棄物処理支援事業補助金（廃棄物収集運搬車の低燃費化事業）

補助対象車両一覧

（応募申請者名：

）

No1

	登録年月日	登録番号	車台番号	車名（メーカー）・型式	架装業者	車体の形状	用途	所有者の氏名又は名称	所有者の住所	使用の本拠の位置	抵当権の有無
大型	1号車										
	2号車										
	3号車										
	4号車										
	5号車										
中型	1号車	新潟み800 1234	FC1EXE-12345	〇〇・TKG-GC7 x x x	〇〇株	塵芥車	特種	廃棄物研究株	新潟県新潟市中央区本町 x x x	同左	無
	2号車	新潟り800 5678	FD88R-6789	x x ・TKG-FC9 x x x	x x 株	糞尿車	特種	廃棄物研究株	新潟県新潟市中央区本町 x x x	同左	無
	3号車	新潟の800 9012	FE7RP-0123	□□・TKG-FC x x x	□□株	塵芥車	特種	廃棄物研究株	新潟県新潟市中央区本町 x x x	同左	無
	4号車										
	5号車										
小型	1号車	新潟え800 3456	FRR-4567	◇◇・TPG-NPR8 x x x	◇◇株	塵芥車	特種	廃棄物研究株	新潟県新潟市中央区本町 x x x	同左	無
	2号車	新潟う800 7890	FSS-8901	△△・TPG-NU x x x	△△株	塵芥車	特種	廃棄物研究株	新潟県新潟市中央区本町 x x x	同左	無
	3号車										
	4号車										
	5号車										

・抵当権の有無
補助対象車両に抵当権を設定した場合は「有」と記載し別途様式第19を提出する。設定しない場合は、「無」と記載する。

【記載例】中型(増車2台・買替1台)小型(増車・買替各1台)の場合

年度間走行距離一覧表

別紙1-2

No.1

	主な用途	出発地(A)	経由地	到着地(B)	(A)から(B)までの距離	移動回数	1日の走行距離	年度間稼働日数	年度間走行距離
大型 1号車	代表的なコース				km				km
	その他の走行距離	-	-	-	-	-	-	-	km
計									
大型 2号車	代表的なコース				km				km
	その他の走行距離	-	-	-	-	-	-	-	km
計									
大型 3号車	代表的なコース				km				km
	その他の走行距離	-	-	-	-	-	-	-	km
計									

	主な用途	出発地(A)	経由地	到着地(B)	(A)から(B)までの距離	移動回数	1日の走行距離	年度間稼働日数	年度間走行距離
中型 1号車	新潟市内の一般家庭及び飲食業者の収集運搬に供する。	新潟市中央区	市内循環	新潟市中央区	32km	2	64km	260日	16640km
	その他の走行距離	-	-	-	-	-	-	-	2,760km
計									19,400km
中型 2号車	新潟市内のオフィスビルのビルドット汚泥の収集運搬に供する。	新潟市中央区	三条市	新潟市中央区	72km	1	72km	130日	9,360km
	その他の走行距離	-	-	-	-	-	-	-	3,940km
計									13,300km
中型 3号車	新潟市内の一般家庭及び飲食業者の収集運搬に供する。	新潟市中央区	越後湯沢	新潟市中央区	141km	1	141km	75日	10,575km
	その他の走行距離	-	-	-	-	-	-	-	4,125km
計									14,700km

	主な用途	出発地(A)	経由地	到着地(B)	(A)から(B)までの距離	移動回数	1日の走行距離	年度間稼働日数	年度間走行距離
小型 1号車	新潟市内のオフィスビルの産業廃棄物であるプラスチック類等の収集運搬に供する。	新潟市中央区	三条市・越後湯沢	新潟市中央区	282km	1	282km	60日	16,920km
	その他の走行距離	-	-	-	-	-	-	-	6,280km
計									23,200km
小型 2号車	新潟市内のオフィスビルの産業廃棄物であるプラスチック類等の収集運搬に供する。	新潟市中央区	市内循環	新潟市中央区	32km	2	64km	260日	16,640km
	その他の走行距離	-	-	-	-	-	-	-	1,460km
計									18,100km
小型 3号車	代表的なコース				km				km
	その他の走行距離	-	-	-	-	-	-	-	km
計									

合計	88,700km
----	----------

※「代表的なコース」と「年度間走行距離」の計を入力すると自動的に「その他の走行距離」が算出されます。

* 建設廃材や震災等による廃棄物の処理に供する収集運搬車など、代表的なコースに適さない場合の走行距離は実績値などを「計」欄に入力、「代表的なコース」の年度間走行距離欄は「0」を入力してください。

【記載例】 中型（増車2台・買替1台） 小型（増車・買替各1台） の場合

別紙1-3-1

事業の効果 【CO2削減量（t-CO2/年）】

※着色部分に入力

③当該車両と同等の運搬能力を有する車両の燃費(km/l) × 1,000
 ①走行距離(km) × ②排出係数(kg-CO2/l) — — — — — ①走行距離(km) × ②排出係数(kg-CO2/l)
 ④先進環境対応型の燃費 × 1,000

	①走行距離 (km)	②排出係数 (a) (kg-CO2/l)	③当該車両と同等の運搬能力を有 する車両の燃費(b)(km/l)	④先進環境対応型の燃費 (km/l)	CO2削減量(t-CO2/年)
大型					
1号車					
2号車					
3号車					
4号車					
5号車					
合計	—	—	—	—	0.000
中型					
1号車	19,400	2.619	6.52	7.17	0.706
2号車	13,300	2.619	5.34	7.17	1.664
3号車	14,700	2.619	4.50	7.17	3.185
4号車					
5号車					
合計	—	—	—	—	5.555
小型					
1号車	23,200	2.619	7.23	8.56	1.305
2号車	18,100	2.619	6.31	8.56	1.974
3号車					
4号車					
5号車					
合計	—	—	—	—	3.279
総計	—	—	—	—	8.834

・(a)燃料（軽油）のCO2排出係数は2.619 (kg-CO2/l) とする。

・(b)③及び④については、車両メーカーの重量者モード燃費とする。

・①走行距離は代替車の実績年度間走行距離を入力してください。増車等の場合は想定走行距離を入れてください。

・6台以上の申請がある場合は上表の行を追加して使用してください。

【記載例】 中型（増車2台・買替1台） 小型（増車・買替各1台） の場合

別紙1-3-2

事業の効果 【費用対効果（CO2を1トン削減するために必要な経費）（t-CO2/年）】（着色部分に入力）

CO2削減コスト（円/t-CO2）=補助対象経費支出予定額（円）÷（年間CO2排出量削減量（t-CO2/年）×耐用年数（年））

	補助対象経費支出 予定額（円）	年間CO2排出量削減量 （t-CO2/年）	耐用年数(年)※	CO2削減コスト （円/t-CO2）
大型				
1号車				
2号車				
3号車				
4号車				
5号車				
計	0	0.000	-	0
中型				
1号車	1,504,082	0.706	4	532,606
2号車	1,503,036	1.664	4	225,816
3号車	1,879,592	3.185	4	147,534
4号車				
5号車				
計	4,886,710	5.555	-	905,956
小型				
1号車	604,285	1.305	4	115,763
2号車	1,009,122	1.974	4	127,801
3号車				
4号車				
5号車				
計	1,613,407	3.279	-	243,564
CO2削減コスト	6,500,117	8.834	4	183,951

※ 耐用年数は4年とする。

【記載例】 中型（増車2台・買替1台） 小型（増車・買替各1台） の場合

別紙1-4

実績燃費計算シート（参考）

※着色部に入力

		実績走行距離 (km)	実績燃料使用量 (ℓ)	燃費 (km/ℓ)
大型	1号車			
	2号車			
	3号車			
	4号車			
	5号車			
合計		0	0	
中型	1号車	19,400	5,120	3.78
	2号車	13,300	7,810	1.7
	3号車	14,700	8,790	1.67
	4号車			
	5号車			
合計		47,400	21,720	
小型	1号車	23,200	9,590	2.41
	2号車	18,100	7,950	2.27
	3号車			
	4号車			
	5号車			
合計		41,300	17,540	
総合計		88,700	39,260	

様式第17【別紙2】【記載例】中型（増車2台・入替1台）小型（増車・買替各1台）の場合

廃棄物収集運搬車の低燃費化事業経費内訳

※記載金額は、実際の数値とは異なります。

①総事業費	②寄付金その他の収入	③差引額 (①-②)
先進環境対応型ディーゼルトラックの購入価格（オプション装備品※2を含む）を記載する。別紙2-1の④-アの総額を記載する。 56,654,000円	先進環境対応型ディーゼルトラックの購入に当たり寄付等を受けた場合は、その額を記載する。 0円	別紙2-1③の総額を記載する。 56,654,000円
④補助対象経費支出予定額 （補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の価格との差額（下記アからイを差し引いた金額） （注：複数台の場合は別紙に積算内訳を記載し、添付すること）		別紙2-1④の総額を記載する。 6,500,117円
ア．先進環境対応型ディーゼルトラック本体価格（補助対象車両） 先進環境対応型ディーゼルトラックの購入価格（標準装備※2を含む）を記載する。別紙2-1の④-アの総額を記載する。		56,654,000円
イ．補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の価格（※） 公募要領22Pの※に基づき算出した金額を記載する。別紙2-2の価格計算内訳書から求めた合計額を記載する。		50,153,883円
⑤基準額		5,800,000円
別紙2-1⑤に記載する。		
(別紙2-1⑥の総額を記載する。)		
(別紙2-1⑦の総額を記載する。)		
⑥選定額 (④と⑤の少ない方の金額)		5,604,285円
⑦補助基本額 (③と⑥の少ない方の金額を記載)		5,604,285円
⑧補助金所要額 (⑦×1/3) (千円未満切り捨て)		1,865,000円
(別紙2-1⑧の総額を記載する。)		

補助対象経費支出予定額内訳		
経費区分・費目	金額（円）	積算内訳（円）
④の欄の積算内訳を記載する。		
ア 先進環境対応型ディーゼルト ラック	56,654,000円	1. 中型（金額は1円単位で記載する） (1) 一号車（ 8トン） 13,000,000円 (2) 二号車（ 8トン） 13,000,000円 (3) 三号車（10トン） 16,250,000円 計 42,250,000円 2. 小型 (1) 一号車（4.5トン） 5,401,000円 (2) 二号車（7.5トン） 9,003,000円 計 14,404,000円 合計 56,654,000円 ※車両購入時の見積書・請求書・支払いを証する書類 (領収書等)による金額を記載する。
イ 補助対象車両と同等の運搬能 力を有する車両の価格	50,153,883円	1. 中型（金額は1円単位で記載する） (1) 一号車（ 8トン） 11,495,918円 (2) 二号車（ 8トン） 11,496,964円 (3) 三号車（10トン） 14,370,408円 計 37,363,290円 2. 小型 (1) 一号車（4.5トン） 4,796,715円 (2) 二号車（7.5トン） 7,993,878円 計 12,790,593円 合計 50,153,883円 ※代替車両のない場合は、平成21年に車両をしたも のと仮定し、ディーラーなどからの「価格証明」等 によるものに消費者物価指数を加味して算出した額を記 載する。(積算根拠は別紙2-2のとおり)
合計（ア-イ）	6,500,117円	

購入予定の主な財産の内訳（一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの）（内訳は別紙でも可）					
名称	仕様	数量	単価（円）	金額（円）	購入時期
（メーカー・通称を記載する。）	（型式・車体総重量を記載する。）				
〇〇レンジー	TKG-GC7××× (10t)	1	16,250,000円	16,250,000円	平成28年6月
△△エルゴ	TPG-NPR8××× (7.5t)	1	9,003,000円	9,003,000円	平成28年6月
××プロフィン	TKG-FC9××× (8.0t)	1	13,000,000円	13,000,000円	平成28年8月
□□レンジャー	TKG-FC××× (8.0t)	1	13,000,000円	13,000,000円	平成28年9月
◇◇エルム	TPG-NJ××× (4.5t)	1	5,401,000円	5,401,000円	平成28年9月 ※自動車検査証に記載されている登録年月を記載する

注1： 「大型」とは、ベース車両の車両総重量が12トン超のものをいう。

注2： 「中型」とは、ベース車両の車両総重量が7.5トン超12トン以下のものをいう。

注3： 「小型」とは、ベース車両の車両総重量が3.5トン超7.5トン以下のものをいう。

注4： 本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

注5： 消費税は原則除く。

※1 「補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の価格」は、以下により算出してください。

(1) 代替とした補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両がある場合

① 代替とした補助対象車両と同等の運搬能力の車両の購入当時の領収書等の額（ただし、領収書若しくはその他の資料（例えば代替車両の自動車検査証等）により、代替車両が補助対象車両と同等の運搬能力であることを証明していただく必要があります。）に消費者物価指数（下記抜粋の表を参照）を乗じて現時点の補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の価格を算出してください。

《1. の①の場合の計算式》

補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の価格 = 代替とした補助対象車両と同等の運搬能力の車両の購入当時の領収書等の額 × 平成27年の消費者物価指数 / 代替車両の購入年の消費者物価指数

② ①の領収書等がない場合は、代替とした補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の購入時の「価格証明書」を補助対象車両を購入したディーラー等から取得し、価格証明書の額に消費者物価指数（下記抜粋の表を参照）を乗じて、現時点の補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の価格を算出してください。

《1. の②の場合の計算式》

補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の価格 = 代替とした補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の購入時の「価格証明書」の額 × 平成27年の消費者物価指数 / 代替車両の購入年の消費者物価指数

(2) 代替とした補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両がない場合（増車の場合若しくは代替車両と車両総重量が異なる場合）

補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両を平成21年に購入した場合の「価格証明書」(FAQ 問3-3を参照)を補助対象車両を購入したディーラー等から取得し、価格証明書の額に消費者物価指数（下記抜粋の表を参照:100/98）を乗じて、現時点の補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の価格を算出してください。

《2. の場合の計算式》

補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の価格 = 補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の平成21年に購入した場合の「価格証明書」の額 × 100/98（消費者物価指数）

【総務省統計局 消費者物価指数（自動車）抜粋】

年	消費者物価指数	年	消費者物価指数
2002（平成14年）	98.8	2009（平成21年）	98
2003（平成15年）	98.6	2010（平成22年）	97.4
2004（平成16年）	98.2	2011（平成23年）	97.3
2005（平成17年）	98.7	2012（平成24年）	97.5
2006（平成18年）	98.6	2013（平成25年）	97.1
2007（平成19年）	98.8	2014（平成26年）	98.8
2008（平成20年）	98.8	2015（平成27年）	100

※2 オプション装備品について

下記のオプション品については、原則、補助対象経費（標準装備品）に含めることを認めることとする。

ただし、審査により、過大なオプション装備品と判断した場合には、補助対象外とする場合があります。

1. 安全走行等に必要な装備品
2. 環境保全（燃費改善に資する等）に必要な装備品
3. 廃棄物の収集運搬に必要な装備品

【記載例】中型(増車2台・買替1台)小型(増車・買替各1台)の場合

別紙2-1

平成28年度低炭素型廃棄物処理支援事業補助金(廃棄物収集運搬車の低燃費化事業)

NO.1 補助対象経費支出予定額の内訳【別紙2経費内訳の④】 (応募申請者名:)

	①総事業費 (1台毎の購入費)	②寄付金その他の収入	③差引額 (①-②)	④補助対象経費 支出予定額	④-ア 先進環境対応型ディーゼル トラック本体価格	④-イ 補助対象車両と同等の運搬 能力を有する車両の価格	⑤基準額	⑥選定額 (④と⑤の少ない方の額)	⑦補助基本額 (③と⑥の少ない方の金額)	⑧補助金所要額 (⑦×1/3)
大型	1号車		0円	0円						0円
	2号車		0円	0円						0円
	3号車		0円	0円						0円
	4号車		0円	0円						0円
	5号車		0円	0円	0円					0円
計	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
中型	1号車	13,000,000円	0円	13,000,000円	13,000,000円	11,495,918円	1,400,000円	1,400,000円	1,400,000円	466,000円
	2号車	13,000,000円	0円	13,000,000円	13,000,000円	11,496,964円	1,400,000円	1,400,000円	1,400,000円	466,000円
	3号車	16,250,000円	0円	16,250,000円	16,250,000円	14,370,408円	1,400,000円	1,400,000円	1,400,000円	466,000円
	4号車			0円						0円
	5号車			0円						0円
計	42,250,000円	0円	42,250,000円	4,886,710円	42,250,000円	37,363,290円	4,200,000円	4,200,000円	4,200,000円	1,398,000円
小型	1号車	5,401,000円	0円	5,401,000円	5,401,000円	4,796,715円	800,000円	604,285円	604,285円	201,000円
	2号車	9,003,000円	0円	9,003,000円	9,003,000円	7,993,878円	800,000円	800,000円	800,000円	266,000円
	3号車			0円						0円
	4号車			0円						0円
	5号車			0円						0円
計	14,404,000円	0円	14,404,000円	1,613,407円	14,404,000円	12,790,593円	1,600,000円	1,404,285円	1,404,285円	467,000円
総額	56,654,000円	0円	56,654,000円	6,500,117円	56,654,000円	50,153,883円	5,800,000円	5,604,285円	5,604,285円	1,865,000円

【④-ア】の価格は「①」の購入費から安全走行、環境保全(燃費改善に資する等)及び通常走行に必要な装備品以外の過大なオプションを差し引いた価格としてください。

【記載例】中型(増車2台・買替1台)小型(増車・買替各1台)の場合

平成28年度低炭素型廃棄物処理支援事業補助金(廃棄物収集運搬車の低燃費化事業)

別紙2-2

価格計算内訳書(補助対象車両と同等な運搬能力を有する車両の価格)

(応募申請者名:

【別紙2経費内訳の④のイ欄】

No.1

	補助対象車両の 運搬能力	代替車両が補助対象車両と 同等の運搬能力の場合(A)		代替車両がない場合(B) (代替車両が補助対象車両と異なる 運搬能力の場合を含む)	購入年の消費者 物価指数(C)	補助対象車両と同等の運搬 能力を有する車両の価格
		代替車両の 購入時の価格(a)	代替車両の購入年			
大型	1号車					
	2号車					
	3号車					
	4号車					
	5号車					
中型	1号車	3.0t		11,266,000	98	11,495,918
	2号車	3.5t	11,359,000	平成19年	98.8	11,496,964
	3号車	4.5t		14,083,000	98	14,370,408
	4号車					
	5号車					
小型	1号車	2.0t	4,672,000	平成22年	97.4	4,796,715
	2号車	2.5t		7,834,000	98	7,993,878
	3号車					
	4号車					
	5号車					

(a)の根拠資料として、購入時の価格の証明書類として、代替車両の購入時の領収書等を添付すること。この場合、代替車両の運搬能力を証明する書類(領収書に運搬能力の記載があれば領収書、記載がない場合は自動車検査証書等)を併せて添付すること。

代替車両の運搬能力を証明する書類がない場合には、代替とした補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の購入時の「価格証明書」をディーラー等から取得し、添付すること。

(b)代替車両がない場合は、補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両を平成21年に購入した車両とし、その「価格証明書」を補助対象車両を購入したディーラー等から取得し、添付すること。

様式第 1 4 「精算払請求書」

様式第14 (第13条関係)

和暦で記入してください。

平成 年 月 日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理事長 田中 勝 殿

印は、社印ではなく、代表権のある方の印、すなわち、法務局に届けられている印鑑を押印してください。

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

代表者名の欄は、代表取締役社長など代表権のある方のお名前をご記載ください。

印

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(低炭素型廃棄物処理支援事業) 精算払請求書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支援事業)の精算払を受けたいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支援事業)交付規程第13条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

- 1 補助事業の名称 廃棄物収集運搬車の低燃費化事業
- 2 請求金額 金 ※ 円
- 3 請求金額の内訳

※ の欄には、交付申請書兼完了実績報告書の「3 補助金の申請額」をご記入ください。

(単位:円)

交付決定額	確定額 ①	概算払受領済額 ②	差引請求額 ①-②
※	※	0	※

- 4 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義

概算払は行っていないため、0円と記入してください。

金融機関名: ○○銀行

支店名: ○○支店

預貯金種別: 普通預金若しくは当座預金

口座番号: ○○○○○○

名義: 廃棄物運搬株式会社

カナ: ハイキブツウンパン (カ)

※カナの記載例(「株式会社」が前の場合): 株式会社廃棄物運搬 → (カ) ハイキブツウンパン

注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が請求すること。

平成 28 年度低炭素型廃棄物処理支援事業
廃棄物収集運搬車の低燃費化事業
(FAQ : よくある質問)

平成 28 年度低炭素型廃棄物処理支援事業
廃棄物収集運搬車の低燃費化事業
(FAQ : よくある質問)

<申請について>

問 1-1 補助対象車両は「購入」ではなく「リース契約」でも補助金の申請は可能か？

A リース契約は認められません。

【理由】

- ①補助金の申請ができる者は、補助対象車両の所有者に限ります。
- ②また、補助金の申請ができる者は、廃棄物処理業を主たる業とする事業者に限ります。このため、リース事業者は申請できません。

問 1-2 補助対象車両の使用者でも補助金の申請は可能か？

A 申請できません。

【理由】補助金の申請ができる者は、補助対象車両の所有者に限ります。

問 1-3 「割賦等所有権保留は認められない」としている理由は何か？

A 補助金の申請ができる者は、補助対象車両の所有者に限ることから「割賦等所有権保留は認められない」としています。

問 1-4 抵当権を設定したため、自動車検査証は「使用者」となっているが、補助金の申請は可能か？

A 申請できません。

【理由】抵当権の設定は財団の承認が得られれば認められますが、ご質問の内容は抵当権の設定に伴い「所有権保留」となっていると思料します。問 1-3 の回答と同様に「所有権保留」は認められず、補助金の申請ができる者は、補助対象車両の所有者に限ります。

問1-5 「廃棄物処理業の売上げが全体の半分以上ない」とは、どういう意味か？

- A 補助金の申請をする法人の直近の決算期の廃棄物処理業に係る売上額が、原則、全体の売上額の半分以上ないと補助金の申請はできません。

＜補助対象車両について＞

問2-1 補助対象車両の要件に適合するかどうかはどのように判断すれば良いか？

- A 公募要領の「別表」（先進環境対応型ディーゼルトラックの型式一覧）に記載された車両が、補助対象車両です。
ただし、この一覧表に記載の無い型式も補助対象車両の要件に適合する場合もあり得ますので、車両メーカー若しくはディーラーに確認していただくか、当財団に相談して下さい。

問2-2 平成27年度重量車燃費基準以上はどのように証明すればよいか？

また、平成27年度重量車燃費基準に100分の105を乗じて得た数値以上は、どのように証明すればよいか？

- A 車両メーカーが発行している補助申請車両のカタログの主要諸元表などに示されている「重量車モード燃費」で証明出来ますが、公募要領の「別表」（先進環境対応型ディーゼルトラックの型式一覧）に記載された車両メーカーの型式であれば要件を満たしています。

問2-3 補助対象経費に係る見積書・請求書・支払いを証する書類の写しの日付は、有効期間等はあるのか？

- A 全ての書類は、平成28年4月1日以降に補助対象車両を新車新規登録したと認められる日付であることが必要です。

問2-4 どのような車両装備（オプション品）が補助対象経費になるのか？

- A 下記のオプション装備品については、原則、補助対象経費（標準装備品）に含みます。ただし、審査により、過大なオプション装備品と判断した場合には、補助対象外とする場合があります。

1. 安全走行等に必要な装備品
2. 環境保全（燃費改善に資する等）に必要な装備品
3. 廃棄物収集運搬に必要な装備品

問2-5 ハイブリッド車は補助対象にならないのか？

- A ハイブリッド車については、本事業の他に環境省所管事業「先進環境対応トラック・バス導入加速事業」で補助対象としておりますので、そちらに補助金の申請をしてください。

なお、「先進環境対応トラック・バス導入加速事業」で予算満了のため等により補助を受けられない場合は当財団に相談して下さい。

<CO2の削減について>

問3-1 事業の効果【CO2排出削減量】を算定する場合及び経費内訳の「当該車両と同等の運搬能力を有する車両」とはどの車両を指すのか？

- A 車両の入れ替え（代替）であれば、代替車両が、補助対象車両と同等の運搬能力を有していれば、その車両を指します。

代替車両がない場合（代替車両の運搬能力が補助対象車両と異なる場合や補助対象車両を増車した場合）は、平成21年に購入したと仮定した、補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両を指します。

問3-2 補助対象車両と同等の運搬能力とはどのようなことか？

- A 補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両とは、補助申請車両と自動車検査証の「車体の形状」が同一で、同様の使用用途に供する車両であり、「車両総重量」が5%以内である車両を指します。

問3-3 補助対象車両と同等の運搬能力を有する代替車両の価格の証明はどのようにすれば良いか？

- A 補助対象車両と同等の運搬能力を有する代替車両の領収書等がある場合は、当該領収書等で証明することになります。ただし、「補助対象車両と同等の運搬能力を有すること」も価格の証明とは別に証明していただく必要があります。

領収書等が無い場合には、代替車両又は補助対象車両を購入したディーラー又は車両メーカー等に代替車両の新車購入時の価格を証明してもらう必要があります。

この代替車両の新車購入当時の価格証明は、文書で提出していただく必要がありますが、特に定めた様式はありません。

また、見積書のように社印等を押印した正式文書でなくとも、ディーラー又は車両メーカー等の現在の担当者の私印で証明していただいた文書でも差し支えありません。

問3-4 補助対象車両と同等の運搬能力を有する代替車両は、中古車の場合や、公共団体の払い下げでも良いのか？

- A 補助対象車両と同等の運搬能力を持つ代替車両が、中古車での取得や公共団体の払い下げなどによって取得した車両にあつては、その代替車両の新車時の価格を車両メーカーやディーラーなどに証明してもらう必要があります。

なお、価格証明の方法については、問3-3の回答をご参照ください。

問3-5 様式第17【別紙1】実施計画書に記載する「年度間走行距離」は、どのように算出するのか、また、その根拠は必要か？

- A 「実施計画書の補助対象車両別年度間走行距離一覧表（別紙1-2）」に以下により記載してください。

算出根拠は、必要に応じて提出を求める場合があります。

- ①補助対象車両が買い替えて、従来の車両の稼働区域やルート及び稼働日数等が同一又はそれに近い場合は、実績に基づき記載してください。

なお、代替とした車両の稼働区域やルート及び稼働日数等が一定でない場合には、過去の実績を踏まえ推計してください。

- ②補助対象車両が増車や代替車両とルートの変更等がある場合は、補助対象車両が予定する稼働区域やルート及び稼働日数等並びに類似の廃棄物収集運搬車の稼働実績を勘案し算出してください。

問3-6 CO₂年間排出削減量を求める際の「当該車両と同等の運搬能力を有する車両の燃費」は何を使用したらよいか？

- A 代替車両のある、なしに係わらず、補助申請車両のモード燃費に対する「当該車両と同等の運搬能力を有する車両の燃費」は、2011年以前の計測モードであるためモード燃費計測ベースの違いから計算値に支障が発生することがありますので、「補助申請車両のモード燃費÷1.05」を「当該車両と同等の運搬能力を有する車両」の燃費としてください。

問3-7 補助対象車両について、営業運転を行ったところ補助金申請時に予定していたCO₂排出量の削減量に達しなかった場合には補助金は返還するのか？

- A 補助金申請時のCO₂削減量に達しなかった場合には、その原因を分析し詳細かつ具体的に記載するとともに、翌年度以降の改善計画を記載した事業報告書を当該年度の翌年度の4月30日までに環境大臣あて提出して下さい。

なお、改善等の措置を怠った場合には、補助金の返還などの措置を執る場合がありますが、正当な理由が認められ、適正な改善が図られれば補助金の返還等はありません。

問3-8 「エコドライブなど適正運転の実施」及び「車両の維持管理の取り組み」の両方ともに内容欄の項目のいずれかの取り組みを行っていること、とは書式で足りるのか？日報等の記録の提出や計画書の提出が必要か？

- A 運営中の廃棄物収集運搬事業で、既に日常的に実施している該当項目に○印を記載していただくだけで結構です。

なお、必要に応じて、日報や具体的な実施方法等の提示を求める場合があります。

<その他>

問4-1 補助対象車両の申請台数に上限はあるのか？

A 補助対象となる車両であれば申請台数に上限はありません。

問4-2 補助事業で取得した車両であることを明示するにはどのようにしたらよいか？

A ひな形に示すとおりの内容のステッカー等を必ず補助対象車両の見やすい部分に貼って下さい。

なお、ステッカーは、当財団から購入することも可能です。

問4-3 自動車重量税などを含めて良いのか。また、消費税は含むのか。

A 《交付申請の手引き》9Pの記載とおり、既存車両の廃棄費、予備品、自動車重量税、保険料、官公庁等への申請・届出に係る経費、本補助金への応募申請などに係る経費等は補助対象外になります。

消費税についても、同じく《交付申請の手引き》9Pの記載とおり、原則、補助対象経費から除外してください。なお、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できる場合については、《交付申請の手引き》13Pに記載しています。

問4-4 代替車両の下取り額は、どのように扱えばよいか。

A 代替車両の下取り額は、補助対象車両の価格とは関係ないと解釈し、考慮する必要はありません。